

令和6年奥能登豪雨 被災者のための**無料**法律相談 令和6年12月25日～令和7年9月19日

法テラスでは、令和6年奥能登豪雨で被災された方を対象に弁護士・司法書士との無料法律相談を実施します。
対象の方であれば、全国の法テラスで相談が可能です。

相談内容

生活の再建に必要な法律相談
(不動産問題、金銭問題、相続問題など)

対 象

令和6年9月20日において、災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所などがあつた方であれば、どなたでもご利用いただけます。(※法人を除く)

災害救助法の適用地域は、内閣府防災情報のページの「災害救助法の適用状況」をご覧ください。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.tekiyou.html>



相談方法 相談場所

面談もしくは電話等(※面談の場合、法テラスの事務所、契約弁護士・司法書士の事務所、弁護士・司法書士会法律相談センターなどで相談が可能です。)※同一問題につき3回まで利用できます。

予約・お問合せ

法テラス災害ダイヤル

おなやみレスキュー

☎ 0120-078309

平日9時～21時、土曜9時～17時
日曜・祝日・年末年始を除く

📱 Web予約: 法テラスホームページをご確認ください

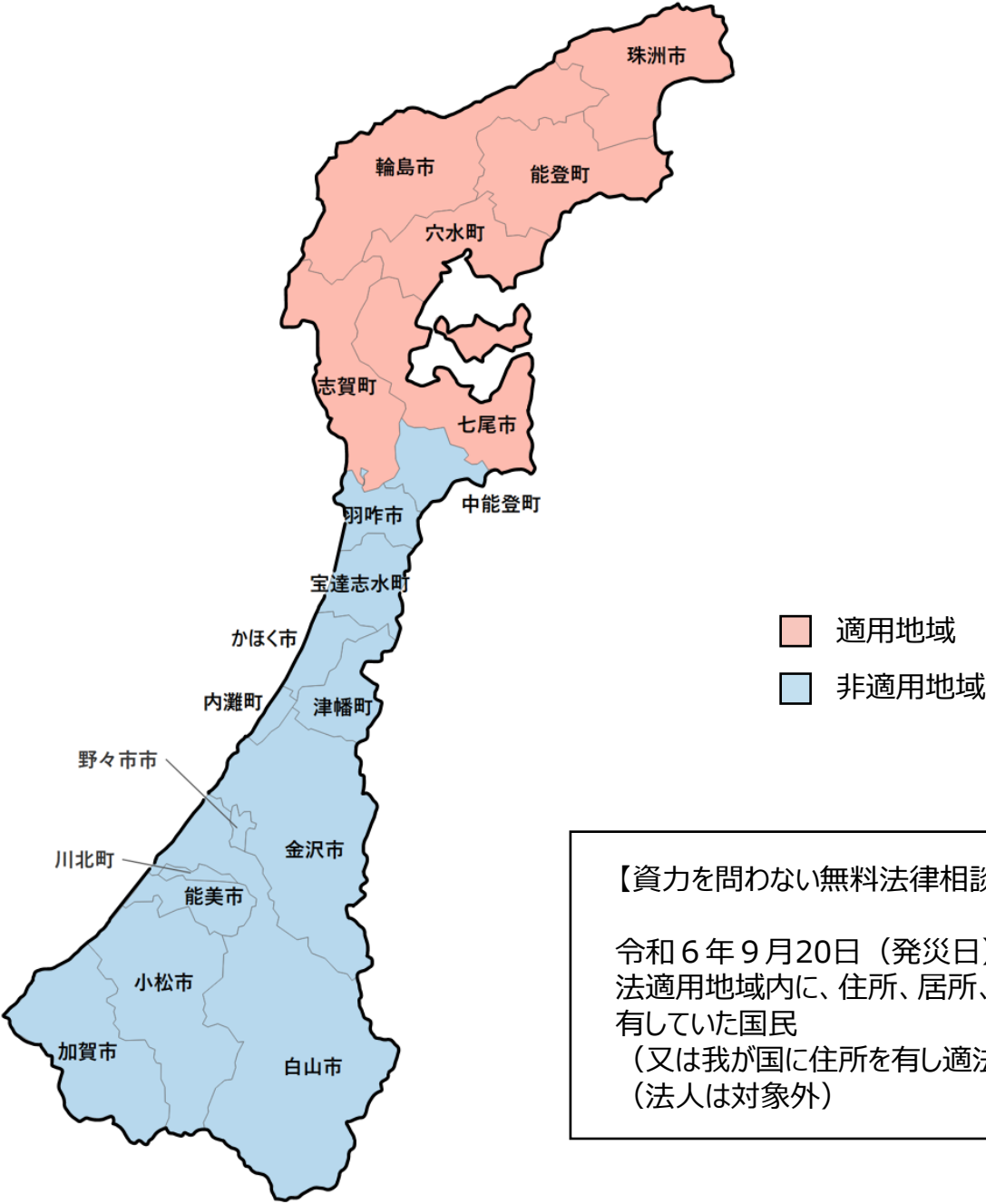
詳細は、法テラスホームページをご確認ください

<https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/okunotogouu.html>



災害救助法適用地域

令和6年12月25日現在。
最新の災害救助法適用地域は、下記サイトからご確認ください。



【資力を問わない無料法律相談の対象者】

令和6年9月20日（発災日）において、災害救助法適用地域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民
（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）
（法人は対象外）

石川県

- 七尾市（ななおし）
- 輪島市（わじまし）
- 珠洲市（すずし）
- 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）
- 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち）
- 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）